

木津川市教育委員会会議録

令和7年第11回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和7年11月25日（火） 午前9時30分から午前11時27分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：竹本充代教育長、小松信夫委員、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員、智原江美委員

（事務局）吉岡こども未来部長、平井教育部長、山口理事、雜賀理事、五十嵐こども未来部次長兼
こども未来課長、福井教育部次長兼教育総務課長、東村教育部次長兼学校教育課長、松
井教育部次長兼文化財保護課長

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長

教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

委員から異議なく承認された。

3. 議 事

《議案第24号 木津川市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

教職員の働き方改革推進を目的として、令和8年度より業務量管理や健康確保措置についての計画策定および学校運営協議会での承認が義務付けられたことによる改正。

【質疑】

教育長：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で業務量管理計画等を3月中に策定し、4月1日施行することとなった。この件について学校運営協議会における承認事項に追加されたため、所要の改正を行う。計画については総

合教育会議でも報告することになる。

委 員：具体的には、運営協議会をいつ開催し、どういった審議をするのか。

教育長：現在も教職員の勤務時間管理している。一定の勤務時間数を越えないよう学校、

教育委員会で注視していく。業務量管理計画を策定し、各学校の運営協議会でその計画から逸脱せず学校運営していけるよう承認する必要がある。計画について、府から具体的なモデルの例示はされているのか。

事務局：文部科学省からはひな形が示されているが、それを受けた府から通知されると思われるが、まだ通知されていない。市として目標や超過勤務時間数や人数の設定など、具体的な目標は府から示されるモデルを参考に策定することになる。

教育長：具体的に〇時間を超える職員が〇人以内などの目標を設定するのか。

事務局：今後府から示されるモデルがそういう具体的な数字をあげるものであれば、それを踏まえて市で策定することになる。

委 員：計画を策定して教育委員会で審議するのか。学校運営協議会との関係性はどうなるのか。

事務局：計画は市で策定する。その計画に沿って学校運営をすることになる。地域の方が参画している学校運営協議会の中で、学校運営が計画に沿ったものであることを確認し承認していただく必要がある。

教育長：学校ごとに基準が変わることはないのか。

事務局：変わることはない。市の計画に沿った学校運営であると承認を受け、実行していく。

委 員：学校運営協議会は全校に設置することだが、進捗状況はどうか。

事務局：職員研修を実施するなど啓発もしている。学校ごとに委員の選定や規約の作成など、進捗状況は様々である。現在全校対象にアンケート調査中である。設置時期については、PTA役員の交代が4月になるので、その後になると思われる。できるだけ、同時期に開始したいと考えている。

教育長：令和8年度中に全校での設置を目指しているが、できるだけ早期に設置したい。

委 員：4月に一斉に設置することはできるか。

教育長：難しいと考えている。令和8年度中には設置したい。

事務局：委員には保護者代表でPTA役員が入ることが多い。PTA役員は新学期が始まつてから決まることが多いので、4月1日に委員に任命することは難しいため、設置する日は各学校で違う日になると思われる。

【採決】

教育長が議案第24号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第25号 給食費の改定について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

食材費高騰に伴い、令和8年4月1日から給食費の改定を行う。小学校で月額1,800円、中学校で2,100円の増となる。このうち保護者負担額については、市の財政状況などから総合的に判断し決定する。

この件については、10月31日開催の学校給食センター運営委員会において承認された。

〔質疑〕

教育長：給食費の改定については学校給食センター運営委員会で審議された後、教育委員会で決定する。今年6月に保護者アンケートを実施しているが、概略について説明願いたい。

事務局：平成26年度以降、12年間改定せずにきた。物価高騰により令和4年度2学期から補助金を出し対応してきたが、補助額が増加する一方であり、食材費抑制のため工夫しているが、限界である。6月のアンケートは15日間、幼小中には在籍する保護者を対象に実施した。回答率は41.52%で、給食の満足度、補助金継続希望の有無、負担額の許容範囲などについて聞いた。回答者の92%が値上げについて理解を示している。一方、94%が補助の継続を希望している。補助金は令和4年度は20円だったが、令和7年度には41円となり、さらに増額が必要な状態である。

教育長：現行と改定後の1食あたりの実質増加する負担額と補助額との関係性について説明願いたい。

事務局：現在、食材費は1食あたり小学校281円、中学校325円、保護者負担はそれぞれ240円、270円、補助額が41円、55円である。改定後の1食あたりの食材費は小学校332円、中学校395円と試算している。これは直近の平均的な献立の価格に物価上昇率を加味し、なおかつ要望の多いデザート類の充実を考慮した金額である。

教育長：改定後、現状から保護者負担も増加するが、補助は継続していきたい。

委員：改定月額は補助額を考慮しないものであるとのことだが、実際の保護者負担の増加はどの程度になるのか。

事務局：来年度予算が確定していないため、あくまでも予定になるが、小学校は月額補助800円、保護者負担4,900円、中学校はそれぞれ900円、5,500円程度にしたいと考えている。これは学校給食運営委員会でも示した額になる。

委員：保護者負担にも関連すると思うが、無償化に対する国の動向はどうなっているか。

事務局：報道された内容だが、今年2月には給食費無償化について3党合意がなされた。

以降具体的な動きはない。新内閣が発足し、1か月4,700円を基準とすると報道された。この額は2年に1度の給食の実施状況調査の結果を基にしていると思われる。具体的な通知はないが、給食費の市町村の徴収は妨げないとも報道されている。

教育長：国の制度設計が見えてこない。全国一律で制度を制定するようだが、2年前の平均額が基準になれば、不足が出る。

委員：いつ方針が出るのかわからないが、基準額が4,700円とすると、小学校でも1,000円不足する。保護者から徴収すると無償化にならない。はっきりした方針はいつ出るのか。

事務局：どこの団体でも来年度の予算編成の時期でもあり、早く出すよう様々な団体から要望されている。

教育長：給食の質・量を確保しなければならない。情報収集に努め、来年度予算確保に向けて検討していきたい。

委員：無償化は小学校だけなのか。

事務局：まず小学校から実施し、状況を見ながら中学校でも早い時期に実施するとされている。

委員：今回改定すると、国の基準では不足する。基準を超える分についての負担は市か、保護者か、国の方針が出ていないうちは見通しが立たないのか。

事務局：「無償化」としているのに、徴収するのか。という意見もある中で、市の財政状況なども鑑みて総合的な判断になる。

委員：国が示す基準額は全額国が負担するのか。府、市が負担することははないのか。

事務局：まだ方針は出ていないが、基準額のうち市が負担するとなると、市の負担が増加する。国が示す基準額は、全額国が負担すべきと考える。

委員：いつから改定するのか。

事務局：令和8年4月からである。

委員：幼稚園の改定額が記載されていないが、どうなるのか。

事務局：幼稚園は利用した食数分だけを徴収しているため、月額では定めない。

委員：幼稚園について、教育委員会との関係性はどうなるのか。教育委員会とは別の組織で議論されるべきものなのかな。

教育長：幼稚園は食材費の上昇率、改定率から1食あたりの目安の金額を計算している。

事務局：幼稚園は1食あたり食材費を184円とすることで承認されている。

委員：幼稚園も4月から改定になるのか。小中学校については今回議論しているが、幼稚園についてはいつ決定するのか。

事務局：市の補助額を含めて決定し、4月1日から改定すると周知する。

委員：幼稚園について、教育委員会で決めない理由は何か。管轄する部署が変更になつ

たので権限がなくなったのか。

事務局：幼稚園の教育に関する所管は教育委員会であり、食材費としては小中学校同様決定している。

委 員：1食あたりの保護者負担額を決めるのはどこになるのか。

事務局：学校給食センター条例では金額を定めていない。学校給食センター運営委員会で承認を得て、教育委員会で決定する。

教育長：議案には幼稚園についての言及がない。事務局は例規を確認した後発言願う。

事務局：学校給食センター給食費徴収に関する規則では月額を徴収するとある。給食センター条例で、給食費は月額とし、運営委員会に諮り、教育委員会で決定するとある。

教育長：幼稚園の改定額について、必要であれば改めて審議いただくこととする。

委 員：改定後の保護者負担額は、市の補助を差し引いた額で、小学校は国の制度を確認してから決定するということでよいか。

教育長：国の施策がどうなるか不明なため、今回の議案では本市が決めるべき給食費全体の額を決定する。

委 員：国の制度が決定した段階で運営委員会を開催するのか。

教育長：給食費を決定するのは教育委員会である。運営委員会には決定事項を報告する。

国の動きを待って決定することも出てくる。

【採決】

教育長が議案第25号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第26号 令和7年度木津川市一般会計補正予算第6号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するもの。

令和7年度木津川市一般会計補正予算は、歳入、歳出総額にそれぞれ9億7千409万円を追加し、歳出歳入総額がそれぞれ386億1千297万7千円。うち教育費は9千874万7千円を増額し、歳出総額54億973万5千円で、全体の14.01%。

主なものについて説明する。学校給食センター管理運営事業費で、令和7年産米の価格が高騰していることを受け、学校給食費物価高騰対応補助金を増額する。社会教育施設管理事業費で、加茂保健センター解体工事に合わせて加茂文化センター駐車場整備事業を実施するための予算を計上している。一体的に進めることにより経費節減に取り組む。工事完了が令和8年度になるため、繰越明許費を設定している。

【採決】

教育長が議案第26号について採決を行い、全員一致で承認された。

4. 教育長報告（令和7年11月1日～令和7年11月25日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・11月 1日 第15回木津川市少年の主張大会に出席した。
- ・11月 2日 11月3日まで2日間恭仁宮跡で恭仁京FESTA2025が開催された。
3日には京都府知事と地元で活躍される方とのトークもあった。
- ・11月 5日 小学生テニスで全国大会優勝の報告を受けた。
- ・11月 6日 第42回相楽地方中学校音楽交流会に出席した。校内大会で入賞したクラスによる発表があり、今年度はじめて参加者全員での合唱に取り組んだ。
- ・11月14日 第56回「博報賞」贈呈式に出席した。博報堂教育財団が主催しており、50年以上前の沖縄県山内中学校との交流再開についての取組みに対して、泉川中学校が奨励賞を受賞した。
- ・11月15日 令和7年度特色ある学校づくり推進事業研究発表会が木津小学校で第5回全国河川教育実践研究会京都大会と合わせて開催された。
- ・11月16日 木津川市防災訓練、第37回京都女性の健康フェスティバルが開催された。
- ・11月20日 木津川市と積水ハウス株式会社とのこどもの育ちの応援に関する協定締結式に出席した。JUNOPARKは学校など社会見学で活用しており、協定を結ぶことで、こどもたちの将来につながる事業に期待したい。
- ・11月21日 相楽地方小学生駅伝持久走大会が開催され、梅美台小学校が優勝した。
- ・11月22日 木津川市文化芸術協会の市民文化祭（舞台の部）が23日にかけて開催された。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 「木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画（案）」のパブコメ実施結果（案）について

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画（案）に係るパブリックコメントを実施した。募集期間は令和7年9月24日から1か月で、13人から19件の意見等が提出されたが、計画案の内容に直接反映する意見等はなかった。

パブリックコメントに対する市の考え方については、ホームページで公表する。

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

(3) 木津川市立中学校の保健体育における教育課程の編成について

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が説明を行った。

〔説明〕

プールの老朽化等が課題となる中、小学校の水泳授業については民間委託、民間プールの活用を進めている。中学校体育館の空調整備が今年度中に完了予定である。天候に左右されない設備を活用し、中学校では協働的、課題解決型学習を計画的に進めていく。

【質疑】

委 員：使用しなくなったプールは、施設としてどうするのか。

事務局：老朽化しており、使用する場合は改修が必要な学校もある。今後の検討課題である。

教育長：小中学校9年間を通して体育授業を考えると、小学校で水泳授業を充実して泳力をつけ、中学校では、体育館を活用して、他の種目を充実させる。水の事故防止について授業をきちんと行っていくとのことだが、具体的に説明願いたい。

事務局：川や海の増水や深さによる流れの速さの違いなどで、危険なことを予測したり、気象情報を入手するなどにより自分の身を守る知識をつけていく。溺れたときの対応についてのアニメーションの動画教材なども活用する。また、市のハザードマップや木津川の氾濫についての出前授業などを行っている担当課と連携し、その活用も検討していく。

委 員：中学校の水泳授業がなくなることは理解した。水の事故について、アニメーションで伝わるのか懸念がある。当市は木津川が近くにあるため、旧地域では水の怖さが伝えられ、知っているので水の事故が少ないのではないかと思う。市内には、新興住宅地が増え、転入者が多い地域もあるので、水の事故が身近なものであることがわかるような授業をしてもらいたい。命の話につながるので、必ず全中学校で実施してもらいたい。着衣泳の実践が難しいことは理解したが、体感することが大切であると思うので、小学校で着衣時の体の浮かせ方を体感させるような工夫をお願いしたい。

事務局：動画教材は、アニメーションでもわかりやすいものになっている。リアルさを追求すると精神的な衝撃を与えることも要配慮である。出前授業の資料には、過去の木津川市内の洪水資料もあるため、活用も工夫していきたい。小学校で浮く

体験をとのことだが、民間施設での授業もあるので、実施可能かどうかを含めて今後検討していく。

委員：頻繁に起こるものではない洪水など非日常と、川の中で遊ぶことなど日常の危険性両方を取り上げてもらいたい。水に対する恐怖心を煽ることのないよう注意も必要である。

事務局：遊泳禁止の場所など、なぜ禁止なのか考えるようするなど工夫していきたい。

教育長：小中学校9年間を見通し、自分の身の安全を守る教育もできるよう学校とも調整していきたい。

次の報告事項については、政策形成過程であり、教育長が、木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当するため非公開とすることを発議した。

委員全員賛成のため、会議は非公開とし、会議録については事務の執行に支障が生じなくなった時点で公表する。

〈傍聴者退室〉

(4) 木津川市立公立放課後児童クラブ運営の在り方について

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が説明を行った。

〔説明〕

持続可能な放課後児童クラブ運営と保護者ニーズに対応するため、市内公立児童クラブを一括して民間に運営委託する公設民営方式への移行を進めている。政策決定後は事務的な手続きを経て、令和9年4月からの移行を予定している。

【質疑】

委員：利用児童数に対する職員数、割合が一定ではないが、基準はあるのか。

事務局：国の定めた基準がある。指導員は1単位につき2名以上配置することとなる。

教育長：1単位あたりの人数の規定はあるのか。

事務局：1単位児童40人までに対して指導員2人以上の配置が必要。登録児童数と実際の利用数には違いがある。基準に基づいて指導員を配置している。

委員：民営化導入を進めているとのことだが、近隣の状況はどうか。

事務局：府南部地域では京田辺市、城陽市などで民間による運営や給食サービスの提供も始まっている。

委員：公設民営ということは、全ての児童クラブが現在と同じ場所で事業継続するのか。

事務局：現状の施設のまま民間運営に移行する。現在指定管理制度の導入を検討している。導入後は職員研修や給与管理等すべて民間に移行する。運営には市の担当職員も含め人件費が費用の大半を占めているため、市の財政負担軽減に加え、運営における専門的な知識、技術で保護者ニーズにも対応できると考える。

事務局：会計年度任用職員制度では一定条件のもと、昇給する。また人事院勧告による増額もある。会計年度任用職員制度導入前の令和元年度と令和7年度を比較すると、人件費が約1.6億円増加している。今後も昇給等による人件費の増加が見込まれる。

委 員：公設民営ということは、建物など施設は市が用意する。新たに開設する場合も市が施設を用意するのか。

事務局：今後新設、増設などが必要になる場合は、学校に協力を依頼し、学校の教室を利用したいと考えている。

事務局：今後利用数の大幅な増加は見込んでいない。現在教室を借用しているところについては学校とも協議しながら対応していきたい。

委 員：現在民間児童クラブの利用者はあるのか。

事務局：民間児童クラブの利用もある。バスで学校まで送迎するサービスをしている事業者もあり、ニーズに合わせて利用されているので、今後も需要は変わらないと考える。

教育長：指定管理は1事業者で行うのか。

事務局：1事業者で検討している。市全体を一括で委託したい。京田辺市は1か所ずつ段階的に委託している。城陽市は一括で委託している。

教育長：当市は単位数が多い。それに対応できること、学校と連携できること、有事の際に市役所等と連携できる事業者を選択してもらいたい。

事務局：業者選定の際には、仕様書に運営経験についても明記し、慎重に審査したい。

委 員：使用料は変更されるのか。

事務局：保護者が不安に思うことがないよう、現状維持できるような事業者を選定したいと考えている。

委 員：今後のスケジュールはどうなるのか。

事務局：議会の承認が必要であり、令和9年4月以降を目指している。

教育長：令和8年度中に準備、調整し、令和9年度から移行する予定になるのか。

事務局：地方自治法244条の2の指定管理者制度の規定に該当するよう木津川市放課後児童クラブ条例及び同施行規則を改正する必要がある。その後事業者を選定し、契約について議会での承認が必要になるので、相応の準備期間を要する。

委 員：民間移行後、指導員が変わることはないのか。

事務局：民間移行後の人材確保は重要である。またこどもたちのためには環境を変えずに移行したいと考えているので、指導員、保護者への説明は丁寧に行う。民間移行の

先行自治体では移行時に退職する職員は、個人的な理由など別の理由によるもので、ほぼ残留すると聞いている。

委 員：新たに雇用する際には研修をすることだが、盗撮事件などもあり保護者としては不安に感じている。公営の場合はある程度信用できるが、民間になると信用度が少し下がるようだ。そういう面での対策はどうするのか。

事務局：民間事業者でも職員研修や運営の手法の高いスキルを持っていると感じている。また、民営化した後も、市は無関係ではなくエリアリーダーと市との連携を維持する。問題があれば市から指導することもある。職員研修についても実績がある。

教育長：保育現場で指示どおりされているか確認願う。

事務局：性犯罪歴がある者は雇わないなど、仕様書に明確に記載していく。適正な事業者を選定するようにしたい。

委 員：民間事業所も含めて保育内容を統一するのか。

事務局：民間事業所も含めて現状の維持をしたいと考えている。

委 員：保育内容に基準を置いて民間事業所を選択する保護者もいるのではないか。

事務局：公立は学校の敷地内にあり、利便性が良いが、民間事業所で提供されるサービスを望んで選択される場合もある。

非公開とする案件が終了したため、教育長が会議を非公開とすることの終了を宣言した。

(5) 次回教育委員会は、令和7年12月26日（金）午前9時30分に木津川市役所で開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。